

ともいきボランティア募集要項

1 目的

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及活動や、障がい者などを含めた様々な生きづらさを抱える人々が社会とのつながりを持つ機会を創出する活動を、行政と協働し推進する「ともいきボランティア」を結成し、本県の共生社会の実現を目指す。

2 活動期間

令和5年6月1日～令和6年3月31日

※原則として、令和6年度も活動を継続する予定

3 主な活動内容（予定）

- (1) イベントでの「ともに生きる社会かながわ憲章」PR活動
- (2) 共生の場づくり活動
- (3) 「(仮称)ともいきリーフレット配布」活動

4 募集人数

50人

5 募集期間

令和5年12月1日～令和6年1月31日まで

ただし、応募状況により締め切りを延長することがある。

6 募集要件

県内に在住、在勤又は在学し、平成20年4月1日以前に生まれた方（16歳以上）で、共生社会の実現に向けたボランティア活動（※）が行える方（申込時に18歳未満の方は、保護者の同意が必要）

※ ボランティア活動とは

個人の自由意志に基づき、その技能や時間を進んで提供し、社会に貢献すること

7 登録・取消

募集要件を満たした応募者をボランティア登録する。ただし、本人又は団体の申し出のほか、不適切な行為等があった場合は、登録を取り消すことがある。

8 申込方法

ボランティア応募フォームより申込むか、応募用紙（※1）に必要事項を記入し、神

奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室まで持参（※2）、郵送又はFAXにより提出することとする。

※1 応募用紙は、県ホームページからダウンロードすることができる。

※2 持参の場合、平日8時30分から17時15分までを受付時間とする。

9 活動日・活動場所の決定

活動日及び活動場所は、事前の希望調査等を参考に、県共生推進本部室が決定する。

10 研修

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を正しく理解し、円滑な運営を行えるよう、ボランティアを対象とした研修会を実施する。（原則、受講修了者のみ活動参加可能）

11 待遇

（1）活動及び研修等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

（2）ボランティア用の服飾及び昼食（弁当）は、必要に応じて支給する。

（3）県の負担により、ボランティア活動中の傷害保険に加入する。

12 個人情報の取扱い

預かった個人情報（住所、氏名、電話番号等）は、「ともに生きる社会かながわ憲章」に係る事業目的のみに活用し、その他の目的には使用しない。また、漏えい、き損、滅失等の防止のために必要な措置を講じ、必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄し、又は消去する。

13 その他

（1）ボランティア活動に係る映像、写真、記事記録等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権及び肖像権は、主催者に帰属する。

（2）活動の際は、適宜、新型コロナウイルス感染症対策を行う。